

地方独立行政法人山口県産業技術センター自動販売機設置事業者公募公告

地方独立行政法人山口県産業技術センターに自動販売機を設置する者を次のとおり、公募により募集します。

平成25年 9月 3日

地方独立行政法人
山口県産業技術センター 理事長 山田 隆裕

1 公募概要

- 設置自動販売機の種類
飲料用自動販売機
- 設置場所

所在地	設置場所	自動販売機 設置場所の寸法		容器回収ボックス 設置場所の寸法		備考
		幅	奥行	幅	奥行	
宇部市あすとびあ4-1-1	共用棟1階 自販機コーナー(奥側)	1.15m	0.85m	0.70m	0.50m	
		以内	以内	以内	以内	

- ※ 自動販売機設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法を含む。
- ※ 自動販売機の搬入、また、機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるため、それらに支障がないか事前に設置場所の確認を行うこと。

(3) 設置期間

平成25年11月1日から平成27年3月31日まで

ただし、設置許可期間の満了前であっても、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「センター」という。）がセンター施設の用途又は目的のために必要が生じた場合は、設置許可を取り消し、現状回復させることがある。

なお、設置事業者は正当な理由がない限り許可期間中は自動販売機を撤去することができない。

2 公募に参加できる者の資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- 地方独立行政法人山口県産業技術センター契約事務取扱規程（平成21年4月1日地方独立行政法人山口県産業技術センター規程第19号）第3条第1項の規定に該当しないものであること。
- 地方独立行政法人山口県産業技術センター契約事務取扱規程第3条第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされているものおよびその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものでないこと。
- 山口県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。
- 県税、国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）を完納していること。

3 公募に関する事務を担当する事務所の名称等

地方独立行政法人山口県産業技術センター 経営管理部 総務・人事グループ
〒755-0195 宇部市あすとびあ四丁目1番1号
電話 (0836) 53-5050
FAX (0836) 53-5070

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 公募手続等

設置事業者を選考する方法は、地方独立行政法人山口県産業技術センター契約事務取扱規程第2条の規定による一般競争入札に準じて行う。

(1) 公募説明書、仕様書の配布期間及び場所

- ① 配布期間 平成25年9月9日(月)から平成25年9月25日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ② 配布場所 上記3の場所に同じ
なお、センターホームページからもダウンロードできる。

(2) 応募申込書(様式第1号)及び公募説明書で指定する必要書類の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 平成25年9月9日(月)から平成25年9月25日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ② 提出場所 上記3の場所に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便、特定記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)

(3) 応募申込書等必要書類の審査

- ① 審査結果の通知
応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができない。
- ② 選考参加資格要件不適合の理由の説明要求
選考参加資格要件不適合通知を受け取った者は、平成25年9月30日(月)までに、下記(4)③の宛先にFAX等により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

- ① 受付期間 平成25年9月9日(月)から平成25年9月25日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ② 方法 「仕様書等に対する質問・回答書(様式第6号)」によりFAXすること。
- ③ 宛先 地方独立行政法人山口県産業技術センター 経営管理部 総務・人事グループ
FAX (0836) 53-5070
- ④ 選考後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 選考日

平成25年10月10日(木)

7 設置予定事業者の決定方法及び公表

(1) 決定方法

地方独立行政法人山口県産業技術センター契約事務取扱規程第2条の規定に準じ、センターが予定する売上手数料率以上で最高の売上手数料率をもって見積をした者を設置予定事業者とする。

(2) 設置事業者の公表

設置予定事業者を決定したときは、応募者全員に決定した設置予定事業者名及び売上手数料率を通知する。また、契約締結後、センターホームページにおいて設置事業者名を公表する。

なお、必要に応じて、決定した設置事業者名及び売上手数料率を公表する場合がある。

8 その他

(1) 選考の無効

次の売上手数料率の見積は無効とする。

- ① 公募に参加できる資格のない者の提出した見積
- ② 公告及び公募説明書に示した諸条件に違反した者が提出した見積
- ③ 談合、その他不正な行為があったと認められる者が提出した見積
- ④ F A X又は電子メールによる見積
- ⑤ 記名、押印のない見積
- ⑥ 見積書記載の手数料率、氏名、その他必要な事項を確認できない見積
- ⑦ 同一人が同一事項について2以上の見積をしたもの

(2) 契約書等作成の要否 要

(3) 契約保証金 免除する。

(4) 固定資産使用承諾

自動販売機設置に当たっては、固定資産使用申込を行う必要がある。また、別途、固定資産使用料をセンターに支払う必要がある。

(5) 詳細については、公募説明書による。